

家財総合保険

賃貸住宅にお住まいの皆様の家財を、火災、風災、水災、盗難、水漏れ等による損害や日常生活で生じる様々な法律上の損害賠償責任まで幅広く補償する家財総合保険(火災保険)です。ご希望の方を対象に無料でご提供します。※申込書への記入が必要です。

▶家財の補償(保険金をお支払いする場合)

賃貸住宅に収容される家財が①～⑨の事故によって損害を受けた場合に損害保険金をお支払いいたします。

また⑩～⑬の費用保険金をお支払いいたします。①～⑨のお支払いする保険金は損害の額(40万円が限度)です。

- ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災
- ⑤賃貸住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突等 ⑥水漏れ
- ⑦騒擾、集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑧盗難 ⑨水災
- ⑩臨時費用 ⑪残存物取片づけ費用 ⑫失火見舞費用
- ⑬地震火災費用 ⑭修理費用補償 ⑮損害防止費用
- ⑯貸主への賠償(借家人賠償責任補償) ⑰日常生活の賠償(個人賠償責任補償)

- ⑱:給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故に伴う水濡れ
- ⑲:(a)盗難による家財について生じた盗難、損傷、汚損
(b)賃貸住宅内における現金、小切手、預貯金証書、乗車券等、切手または印紙の盗難
1事故1世帯につき現金、小切手、乗車券等、切手または印紙は20万円限度

- ⑳:(a)家財に再調達価額(注)の30%以上の損害が生じたとき
(b)(a)に該当しない場合において、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により家財に損害が生じたとき

- ㉑:①～⑦までの事故によって損害保険金が支払われる場合

- ▶損害保険金の30%
- ㉒:①～⑧(a)、⑨の事故によって損害保険金が支払われる場合において、家財の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき
▶1事故につき損害保険金の10%が限度

- ㉓:①または③の事故によって第三者の所有物が損壊した場合
▶1事故につき家財補償の保険金額の20%が限度

- ㉔:地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で家財が全焼または収容建物が半焼以上となった場合にお支払いします。
▶家財補償の保険金額の5%

- ㉕:火災、破裂・爆発などの災害等により、賃貸住宅に損害が生じた場合、被保険者が貸主との賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した費用を補償します。

- ㉖:①～③までの事故によって損害保険金が支払われる場合において、損害の発生及び拡大の防止のため、消火活動に使った消火剤等の費用を支出したときは損害防止費用をお支払いいたします。

- ㉗:被保険者(注1)が下記事由により賃貸住宅に損害を与えた場合、貸主に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。

- (a)火災、破裂、爆発、盗難
- (b)給排水設備に生じた事故に伴う漏水等による水濡れ
- ㉘:賃貸住宅の使用・管理または日常生活において、被保険者(注2)が他人に対してケガをさせたり、他人の財物に損害を与えた場合、他人に対する法律上の賠償責任を補償します。

注1)損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
注2)㉖～㉗の補償の被保険者(補償の対象となる方)は入居者本人、その配偶者(内縁を含む)、入居者本人ならびにその配偶者と同居の親族または別居の未婚の子(婚姻なし)、入居者の同居人(賃貸借契約上の借主に限る)となります。
注3)㉖～㉗の補償において、貴金属・美術品等で1個または1組の損害の額が保険価額(時価)で30万円を超える場合にはその損害額を30万円とみなして保険金をお支払いします。ただし、貴金属・美術品等以外の物の損害額とあわせて40万円を超える場合には、保険金のお支払額は40万円が限度となります。

無料で提供する家財総合保険は、(株)ホームマイスター24が保険契約者、チューリッヒ保険会社が引受保険会社となり、入居者様を保険の対象となる方(被保険者)とする契約です。入居者様に家財総合保険の料金をご負担いただくことはありません。

火災保険の補償金額(保険金額)【補償期間1年※】			
家財補償	修理費用補償 (自己負担額3,000円)	借家人賠償責任補償 (自己負担額1,000円)	個人賠償責任補償 (自己負担額1,000円)
40万円	300万円	1,500万円	3,000万円

1回の事故で家財補償の保険金のお支払額が40万円に達しない場合、または家財補償以外で保険金をお支払いした場合でも、補償金額が減額することはありません。

※下記a.～e.の場合を除き、本サービスが継続している間は1年ごとに無料で提供いたします。保険期間の始期は入居者サービスの開始時期と一致します。実際にご契約いただくお客様の補償開始日は申込書およびご契約後に送付するご契約内容通知に記載の入居予定日、もしくはサービス開始希望日とします。

無料で提供する家財総合保険は、次の場合には補償が終了いたします。(その場合、新たな火災保険契約が必要となる場合がありますので、必ず不動産会社にご相談ください。)

- a. 借戸室を居住以外の目的だけに使用することになった場合(例:借戸室を英会話教室専用で使用することになった場合)
- b. 借戸室を退去した場合 c. 本サービスが終了した場合 d. 本サービスを解約した場合
- e. 本サービス提供会社の都合または不動産会社の変更によりサービスの提供が出来なくなった場合

▶家財総合保険にセットされる特約の注意事項

※引越中に発生した家財に対する損害、その他不測かつ突発的な事故の損害は対象外です。

- ①引越中の事故補償対象外特約 ②その他不測かつ突発的な事故補償対象外特約
- ③植物特約 ④動物特約

- ①:被保険者が転居する際、保険の対象を収容する建物から転居先の建物に運送中に生じた損害に対しては保険金を支払いません。
- ②:火災、落雷、風災、水災などの事故以外の偶然な事故によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。
- ③:保険の対象である観賞用植物が、損害発生日からその日を含めて7日以内に枯死した場合にはのみ保険金を支払います。
- ④:保険の対象である動物が、借戸室内で損害を受けたため、損害発生日からその日を含めて7日以内に死亡した場合にはのみ保険金を支払います。

▶地震保険についてのご注意

家財総合保険では、地震・噴火・津波による火災損害(地震等により、延焼・拡大した損害を含みます)は補償されません。(地震火災費用保険金はお支払いの対象となります。)

地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流出による損害を補償するには別途、地震保険へのご加入が必要です。

※家財総合保険には地震保険とセットにすることができませんので、地震保険をご希望の場合は、損害保険代理店である不動産会社にご相談ください。

・家財総合保険は、家財の補償金額が40万円となっており、被保険者様の家財のすべてを補償するには不十分である可能性があります。上乗せの補償をご希望の場合には損害保険代理店である不動産会社にご相談ください。
 ・家財総合保険以外に既に他の保険契約等にご加入の場合、再調達価額(注)を超えてご契約されても、その超過部分は無駄になりますので、他の保険契約等にご加入される場合には、他の保険契約等とお支払いする保険金の内容の違いや補償金額にもご注意ください。
 (注)損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものも再取得するのに要する額をいいます。

▶保険金をお支払いできない主な場合

- ①各補償共通 ②家財補償 ③修理費用補償 ④借家人賠償責任補償 ⑤個人賠償責任補償

- ①:戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質による損害
:地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする損害(ただし、地震火災費用保険金には適用しません。)
- ②:被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
:被保険者が所有し、または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
:火災等の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
:保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
- ③:被保険者、賃貸住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
:被保険者、賃貸住宅の貸主が所有し、または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
:次のいずれかに該当する箇所に生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
:①壁、柱、床、梁、屋根、階段等の建物の主要構造部
:②玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の賃貸住宅居住者の共同の利用に供せられるもの
- ④:被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
:被保険者の心神喪失または指図
:賃貸住宅の改築、増築、取りこわし等の工事
:被保険者と賃貸住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
:被保険者が賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑤:被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
:被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
:専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
:被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
:被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
:被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
:被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
:被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
:被保険者または被保険者の指図による暴行または強行に起因する損害賠償責任
:航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

事故が起こったときの手続き

家財総合保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社(チューリッヒ保険会社)にご通知のうえ保険金請求の手続きをお取りください。

事故受付専用フリーダイヤル ☎0120-660-331

- ・⑯または㉖において、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず引受保険会社に連絡し承認を得てください。
- ・引受保険会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますので十分ご注意ください。
- (損害賠償保険金のお支払にあたっての先取特権)
- ・⑯または㉖において、損害賠償請求者(被害者)は、他の債権者に優先して、保険金の支払を受ける権利があります。また、原則として、この保険金請求権の譲渡・質権設定・差し押さえはできません。

保険に関するお問い合わせ

取扱代理店
日本M&Iシステムズ株式会社 〒150-8512 東京都渋谷区桜丘26-1 セルリアンタワー15階
 Tel.050-5360-8857

(引受保険会社) **チューリッヒ保険会社** WS151127-1
 〒164-0003 東京都中野区東中野3-14-20 HP <http://www.zurich.co.jp>
 Tel.0120-733-325(9:00～17:00受付(土日祝・年末年始を除く))
 ※保険契約に関する約款につきましては、QRコードよりご確認ください。



安心生活パートナー 住まいサポート plus

家財総合保険付き

株式会社ホームマイスター24

ZURICH チューリッヒ保険会社

※保険募集用パンフレットではありません。

入居者様(ご契約者様)の日常生活において起こり得る「カギを無くした」、「トイレがつまった」、「ガラスが割れてしまった」等の様々なトラブルをサポートする24時間体制のトータルサポートサービスです。



カギのサポート

24時間365日 対応




- ・カギをなくしてしまい家に入れない!
- ・玄関のカギの調子が悪く開かなくなりました!

※1 玄関及び勝手口のカギの解除・応急作業を行います。
※2 両方の理由で解除ができません。会員様が当日ホテル等に宿泊された場合、上限6,000円までの補助を行います。 ※3 サービスをご利用される場合、領収書の提出が必要です。
※3 カギの取り付け、「カギの製作」、「シリンダー交換」、「破換解除」等、カギの解除・応急作業以外の業務は本サービスの対象外となります。
※4 共用部(エントランスのオートロック等)の解除・応急作業はサービス対象外となります。
※5 カギの解除を行う場合、顔写真付きの身分証(運転免許証等)の提示により本人確認及び居住確認が必要となります。

水まわりのサポート

24時間365日 対応




- ・トイレが詰まって水が溢れてしまった!
- ・便器に水が流れっぱなしになっている!
- ・蛇口から水漏れている!
- ・排水口が詰まってしまった! 嫌な臭いがする!

※ 各箇所の止水処理やつまり解消等の応急作業を行います。

ガラスのサポート

24時間365日 対応




- ・遊んでいた子供が誤ってガラスを割ってしまった!
- ・帰宅したらガラスが割られていた!
- ・窓ガラスにヒビが入っており危険・・・

※1 破損したガラスの撤去やひび割れたガラスへの養生作業等の応急措置を行います。
※2 ガラスの交換作業はサービス対象外となります。

電気設備のサポート

24時間365日 対応




- ・突然電気が切れてつかなくなりました!
- ・インターフォンが聞こえない!

※1 居室内にあるプレーカーや電化製品の点検及び応急作業を行います。
※2 メーカー・電力会社の対応となる場合はサービス対象外となります。
※3 会員様所有の電化製品についてはサービス対象外となります。

エアコンのサポート

24時間365日 対応




- ・ルーバーが動かなくなりました!
- ・エアコンから水が漏れてくる!

※1 各部の点検・応急作業を行います。
※2 水漏れについては、詰まり除去等の応急作業を行います。
※3 メーカーの対応となる場合はサービス対象外となります。

建具のサポート

24時間365日 対応




- ・リビングのドアが開まらない!
- ・カーテンレールがグラつく!

※ 各部の調整・応急措置を行います。

ガスのサポート

24時間365日 対応




- ・ガスコンロから火が出ない!
- ・給湯器からお湯が出なくなりました!

※1 ガス漏れ等により緊急と考えられる場合は、会員様の安全を第一に考え、弊社の出動よりもガス会社への連絡補助を優先いたします。
※2 メーカー対応となる場合はサービス対象外となります。

管球交換のサポート

24時間365日 対応




- ・高所に電球があるので届かない!
- ・転倒すると危ないので電球交換をお願いしたい・・・

※1 年額2回まで無料のサービスとなります。
※2 照明器具等の取付け・取外しはサービス対象外となります。
※3 新しい管球の費用は会員様のご負担となります。

家族の留守中のサポート

24時間365日 対応



- ・帰宅しているはずの子供と連絡がとれない!

※1 防犯技能を有する「提携緊急対応業者」が外観確認や入室確認などの確認作業を行い、結果をご報告いたします。(確認依頼の内容によってはお受けできない場合がございます。)

パソコンのサポート

24時間365日 対応




- ・パソコンが立ち上がらない・・・
- ・ウイルスに感染したかも・・・

※ 会員様が所有するパソコン本体及び周辺機器(プリンター・ルーター等)の不具合の原因を特定します。また、簡易クリーニング(PC外観・LCDパネル・キーボード・マウス)を実施いたします。不具合の原因の解消にウイルスソフト等が必要な場合は別途お見積りを提示の上有償対応となります。

医療機関紹介のサポート

24時間365日 受付



- ・子供が熱を出してしまった!
- ・引越してきたばかりで、近くの病院がわからない・・・

※1 提携業者のプロフェッショナルなカウンセラーが丁寧にお答えいたします。
※2 ご相談内容によっては相談時間の指定がある場合があります。

健康相談のサポート

24時間365日 受付




- ・メタボリックが心配・・・
- ・他人にはちょっと相談しづらい・・・

※1 提携業者のプロフェッショナルなカウンセラーが丁寧にお答えいたします。
※2 ご相談内容によっては相談時間の指定がある場合があります。

医療相談のサポート

24時間365日 受付




- ・セカンドオピニオンについて相談したい・・・
- ・専門用語が多くてよくわからない・・・

※1 提携業者のプロフェッショナルなカウンセラーが丁寧にお答えいたします。
※2 ご相談内容によっては相談時間の指定がある場合があります。

介護相談のサポート

24時間365日 受付




- ・ヘルパーさんをお願いしたい・・・
- ・施設の种类繁多くてよくわからない・・・

※1 提携業者のプロフェッショナルなカウンセラーが丁寧にお答えいたします。
※2 ご相談内容によっては相談時間の指定がある場合があります。

メンタルケア相談のサポート

24時間365日 受付



- ・人間関係が難しい・・・
- ・将来のことで不安がたくさん・・・

※1 提携業者のプロフェッショナルなカウンセラーが丁寧にお答えいたします。
※2 ご相談内容によっては相談時間の指定がある場合があります。

その他の有料オプションサービス

- 洗濯機・冷蔵庫の設置、移動サービス
- エアコンクリーニングサービス
- テレビの設置・設定サービス
- 換気扇クリーニングサービス
- 不用品引き取りサービス
- ハウスクリーニングサービス

※地域によっては対応できない場合があります。

コールセンター 外国語対応サービス



外国人のお客様に外国語で対応可能なコールセンターサービスです。お部屋のトラブル時に、三者通話による外国語(5ヶ国語)での対応を承っております。



対応可能外国語

トラブルの際はこちらまで

0120-970-874

【受付時間】24時間365日 受付対応可能 【運営会社】株式会社ホームマイスター24

商品に関するお問い合わせ先



株式会社ホームマイスター24
〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野 6-21-4
HP: <https://homemeister24.com/>



●修理や部品の交換等を会員様の料金負担で希望される場合は、家主様や不動産管理会社様の了解をご確認いただいたうえ、本サービスとは別に会員様と現場業者の二者間での業務依頼として対応させていただきます。
●会員様のご依頼内容やサービス事業者の対応状況により、即日対応できない若しくは現地到着までの時間を要する場合がございますので予めご了承ください。
●会員様の依頼により出勤したにもかかわらず、ご依頼内容に虚偽があった場合、出勤後に正当な理由がなくキャンセルがなされた場合、またトラブル発生理由が会員様の故意によるものであった場合等は、会員様に出勤費用実費(8:00~19:59は8,800円(税込)、20:00~翌7:59は12,100円(税込))を負担するものとします。

住まいサポートplus会員規約はQRコードよりご確認ください。

